

社会福祉法人紀北町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀北町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員

(役員報酬及び費用弁償)

第3条 役員等報酬及び費用弁償は、別紙1、別紙2のとおりとする。ただし行政特別職員及び行政職員で、他で支給される場合は支給しない。

(補 則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

役員等	費用弁償・旅費	
会 長	月 額	20,000円
監 事	監査1日につき日額	2,000円
	公共交通機関料金	実 費

別表2

役員等	報酬・費用弁償	
理 事 (会長・局長を除く)	日額 (会議1回)	2,000円
	公共交通機関料金	実 費
監 事	日額 (会議1回)	2,000円
	公共交通機関料金	実 費
評議員	日額 (会議1回)	2,000円
	公共交通機関料金	実 費
評議員選任・解任委員	日額 (会議1回)	2,000円
	公共交通機関料金	実 費